10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[略]		

備考　[略]

（台風常襲地帯の指定基準と関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令の一部改正）

第三条　台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令（昭和三十三年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める防災庁令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の防災庁令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。	台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の内閣府令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第四条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。	（令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[同左]		

備考　[同左]